

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3634号 2017.5.4 発行

公共施設のバリアフリー＝岩下恭士（デジタルメディア局） 毎日新聞 2017年5月4日
先端技術、弱者支援に生かせ

昨年末、私の住む東京都渋谷区内の区民プールでアップルウォッチの持ち込みを認めてくれるように長谷部健区長宛てに要望を出した。

ジョギング時に消費カロリーや走った距離、心拍数などを計測できる腕時計型の活動量計が注目されている中、昨年秋に発売されたアップル社のスマートウォッチ「アップルウォッチ・シリーズ2」は、泳ぎながらも使える耐水機能に加えて泳ぎのストローク数や泳いだ距離なども記録できる。そして画面の見えない私たち全盲者にとって一番重要なことは、アップル製品に標準搭載されている読み上げ機能「ボイスオーバー」が、表示された情報を音声で読み上げてくれることだ。

ウレタン製カバーを装着したアップルウォッチ。まくり上げた部分を降ろすと、文字盤を覆うことができる読み上げ機能に一律禁止の壁

毎週末、自宅から歩いて10分で行ける代官山スポーツプラザの屋内プールで泳いでいる。50歳を超え、2年前の春に老化防止に目覚めて、子供の頃に得意だった水泳を始めることにした。プールには障害者にも使いやすいサブ更衣室があり、館内は段差のないバリアフリー構造。初めのうちはガイドヘルパーを頼んで同行してもらったが、仕事帰りなど時間が空いたときに1人で利用したくなった。

都内の障害者専用プールには、北区の東京都障害者総合スポーツセンターと、国立市の東京都多摩障害者スポーツセンターがある。しかし、どちらも我が家から鉄道を使って小一時間かかる。代官山のプールでは当初、他の遊泳者との接触など私が利用することに不安があったようだが、券売機の利用を除けば（高齢者・障害者は無料だが発券は必要）、着替えもシャワーもすべて自力でできることが分かると、監視員たちはプールサイドからの誘導など協力的になった。プールサイドに「視覚障害者遊泳中」と書かれた看板も立ててくれた。

だが、最大の悩みはプールの中で時間が分からないことだった。利用開始時には必ず監視員が「何時まで泳ぎますか？」などと確認して、終了時刻になると知らせてくれるのだが、練習の途中で自分が何往復したのか、時間はどのくらいかかっているのかなどが気になり始めた。

そこで水の中でも時刻を読み上げる上に、泳ぎ方まで判別してストロークの回数まで記録できるスイムワークアウト機能を使えるこのアップルウォッチに飛びついた。ところが、時計をはめて、いざプールに入ろうとしたら突然、監視員から「腕時計は外してください」と言われた。初めて知ったのだが、日本の公共プールでは「腕時計・ピアス・ネックレス



等のアクセサリ類の着用は禁止」というのが通例なのだそうだ。

渋谷区スポーツ振興課に禁止の理由を聞くと、最大の問題は安全性の確保。もしも他の遊泳者に接触してけがをさせたり、プールサイドなどにぶつけて水中に割れたガラスを飛散させたりするような事態を懸念していた。

同じ渋谷区内でも東京都スポーツ文化事業団が運営する東京体育館のプールでは、カメラ機能を内蔵した端末による盗撮防止の意味からも、一律に持ち込みを禁止しているということだった。

権利の訴えに区の対応変化

そこで、再度私が訴えたのは「活動量の計測はともかく、利用者が現在時刻を確認できるのは基本的な権利」ということ。その結果、先月、以下のような回答を区長からいただいた。

「岩下様が代官山スポーツプラザにお持ちになった『アップルウォッチ』は、盤面が露出しており、接触時にけがや破損の可能性があるということで、使用しないようお願いしたところ。しかし、昨今は水泳用の活動量計も多く市販されるようになってきており、これらの使用はトレーニング効果の判断に有効と考えられます。

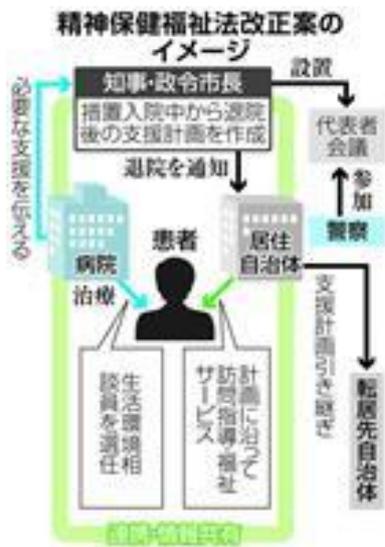
当区のプールでも、盤面にシリコンやポリカーボネート類のカバーを付ける、また、活動量計を凹凸のないリストバンドで完全に覆う、など、事故のおそれがないと認められるものについては、試行的に使用可能としていくことで調整いたしましたので、施設にご相談くださいますようお願いいたします」

その後、プール担当者から、アップルウォッチがすっぽり入る市販のウレタン製カバーを紹介してもらい、プール内での使用が許された。

欧米ではリスクに対する自己責任という意識が強く、プールでの時計着用で規制されるケースは聞かない。日本では、万が一事故が起きれば施設管理者の責任が問われることが多い。しかし、GPS（全地球測位システム）を使って目的地まで誘導してくれるナビアプリとか、過疎地域に暮らす外出の難しい障害者や高齢者に必要な物を届けてくれるドローン（小型無人機）など、使い方によって弱者支援につながる先端技術も少なくない。イノベーションを喚起する意味からも技術の活用にも目を向けてほしい。

自治体として全国で初めてLGBTなど性的少数者の結婚を認めるなど、ダイバーシティ（多様性）の尊重を実践してきた渋谷区。今回の英断に敬意を表しつつ、全国への波及につながるよう期待したい。

【相模原殺傷事件】野党が「共謀罪と一緒に」と難クセで法改正の足引っ張り…抜け落ちた



「再発防止」の観点 産経新聞 2017年5月3日

相模原市の障害者施設殺傷事件を受けて進められていた、措置入院患者の支援を強化する精神保健福祉法改正の実現が揺らいでいる。精神疾患患者の支援に警察が関与するとした改正案に対し、野党が共謀罪の構成要件を厳格化した「テロ等準備罪」と同一視する“戦術”で、「監視につながる」と反発しているためだ。厚生労働省は法案の趣旨説明をやり直して謝罪する異例の事態に陥ったが、「法案の中身は変わっていない」と説明を続け、今国会での成立を図る構えだ。（社会部 天野健作）

厚労省が趣旨換え

「混乱を招き、ご迷惑を掛けたことをおわびする」。塩崎恭久厚生労働相は4月20日の参院厚労委員会で謝罪し、法改正案の趣旨説明をやり直した。

改正案の概要資料には当初、「事件の再発防止」という

趣旨が盛り込まれていた。ところが、精神保健福祉法は「精神的健康の保持増進」が目的で、事件防止で改正を行うことに日本精神神経学会など医療関係者らが強い懸念を表明。こうした背景を踏まえ、厚労省は改正案提出後に突如、文言を削除した。

殺人罪などで起訴された元施設職員の植松聖（さとし）被告（27）は事件前、施設の襲撃を予告し、措置入院になったが、退院後は十分な支援がなく社会から孤立していた。

改正案では、措置入院患者が退院後も継続的に行政や医療から支援を受け、社会復帰できる仕組みを設けた。その中では、警察が情報共有のあり方を協議する「代表者会議」に年に数回参加することとともに、犯罪行為に及ぶ疑いのある事例や薬物依存の可能性がある場合の対応策を助言することが想定されている。

相模原の事件では、植松被告が措置入院の際に、「大麻精神病」と診断されていたが、病院や相模原市は、大麻使用について警察に情報提供されなかった反省がある。

勢いづいた野党

概要資料から「再発防止」の文言が削除されると、野党側は「立法の根拠がなくなった」と勢いづいた。

『北海道へ行く飛行機に乗ったつもりが、沖縄へ行くことになりました』というものだと批判したのは社民党の福島瑞穂氏。福島氏は20日の厚労委員会で、「（再発防止に関する）文言を削除すれば、趣旨と法案の中身が一致しない。法案は言葉を換えれば『監視するぞ』というものだ。警察が入りうるという仕組みについては、極めて問題である。趣旨を変えるのであれば法案を取り下げ、廃案しかない」と訴えた。

民進党の大西健介氏も19日の衆院厚労委員会で「（組織犯罪処罰法改正案が）テロを防ぐために共謀罪が必要で国民が賛同してくれるだろうとやっている。相模原の事件があったから法改正するといえば通りやすいんだと、そういう姑息（こそく）なことが透けてみえる」と追及した。

これに対し、事件の再発防止検討チーム座長で成城大法学部の山本輝之教授は参院厚労委員会で『支援に名を借りた監視の制度を創設するものだ』という批判があるのは承知している。法改正は従来定められていた退院後の相談指導をより具体的に制度化するもので、患者が地域に孤立することがないように、安心して暮らせる制度を創設するものだ。批判は制度の内容を誤解したものだ」と反論している。

遺族に顔向けできるのか

犯罪防止の視点が抜け落ち、人権問題に矮小（わいしょう）化されつつある低調な国会の議論は、19人殺害という凶悪事件の教訓を何らくみ取っていない。措置入院制度の改正でお茶を濁そうとする姿勢ばかりが垣間見られる。

「提案型」を標榜（ひょうぼう）していたはずの民進党は、法改正案の趣旨変更という厚生労働省の“失態”を突くばかりだ。警察の関与についても「監視強化」と不安をあおるだけで、人命が置き去りにされているように感じる。

欧米の多くでは重大な触法行為を犯した精神障害者に対し、裁判所が専門病院への強制入院を命じる「治療処分」が制度化されている。事件の再発防止を考慮するなら、こうした司法の関与を含めた刑法の抜本的見直しも議題となっていはずだ。

厚労省主導による再発防止には限界がある。昨年末に最終報告を公表した再発防止の有識者検討チームには、法務省や警察庁も加わっていた。しかしながら報告には司法の関与について明記されず、医療や自治体に責任を押しつけた形だ。

これまでの議論には、犯罪防止の「切り札」が全く見当たらない。政治と立法の不作為で、事件の被害者や遺族にどう顔向けできようか。

「相模原殺傷事件」平成28年7月26日、障害者施設「津久井やまゆり園」（相模原市緑区）で入所者が次々と刃物で刺され19人が殺害された。神奈川県警は元職員の植松聖被告（27）を逮捕。横浜地検は28年9月から5カ月間の鑑定留置を実施、刑事責任能力があるとの精神鑑定結果が出て、今年2月、殺人罪などで植松被告を起訴した。植松被告は事件前、施設の襲撃を予告し、措置入院になっていた。

障がい者と健常者選手 下諏訪で合同水泳合宿



長野日報 2017年5月4日
練習に励む「ウルトラ☆スターズ」の選手ら
諏訪、上伊那地方のスイミングクラブの選手と松本市を拠点に活動する障がい者水泳クラブ「ウルトラ☆スターズ」の選手が参加する初の合同合宿が3日、下諏訪町西浜のA F A S スワのプールで始まった。障害の有無に関係なく一緒に練習を重ね、それぞれの目標に向けて切磋琢磨し、実力アップを目指す。

合宿は諏訪地方の選手の競技力向上を目的に、諏訪以外の選手にも参加を呼び掛けて毎年開いており、今年で7年目。今回は119人が参加して5日まで同町と箕輪町の2会場で行われる。レベルや種目に応じて10グループに分かれ、それぞれの練習メニューをこなす。

「ウルトラ☆スターズ」の参加は今回が初めて。同クラブの選手にとってはほかのスイミングクラブの選手とともに高いレベルの練習ができる。健常者の選手にとっては「ウルトラ☆スターズ」の選手の練習に臨むひたむきさを近くで感じられるという相乗効果が期待されている。

合宿に参加した選手たちは中体連、高体連、日本知的障害者選手権水泳競技大会、ジャパンパラ水泳競技大会などでの健闘を誓い、練習に励んでいる。

「ウルトラ☆スターズ」の木下翔平さん(26)＝安曇野市＝は「合宿では、スピードアップを目標にしたい」と意気込み、ジャパンパラに出場する小祝千果さん(19)＝松本市＝は「大会での自己新を目指してこの合宿を頑張りたい」と語った。



加茂 賢一さん(40) アートビリティ作家に

佐賀新聞 2017年05月04日

障害者アーティストの才能を生かすため社会福祉法人東京コロニーが設立した「アートビリティ」。唐津市の加茂賢一さん(40)は登録作家の一人だ。

精神的な病気が理由で入院した時、リハビリを兼ねたサークル活動で絵を描き始めた。花や農業、自然が好きで、美しいものに対する感性や色彩感覚が優れていると評価されてきた。

2015年に「佐賀県障害者作品展」審査員特別賞、翌年には「牛尾梅まつりスケッチコンクール」で優秀賞、「県障害者作品展」では銀賞を受賞。県内2人目のアートビリティ登録作家となった。今年も牛尾梅林スケッチ大会のため2カ月間かけて描いた。どんな評価を受けるか楽しみで、絵を描く仕事をしたいと話す。(地域リポーター・吉井栄子＝唐津市)

I o T機器を破壊する新しいウイルス初確認

NHKニュース 2017年5月4日

あらゆるモノをインターネットで結ぶ、「I o T」と呼ばれる技術の普及が進んでいます

が、こうした機器を破壊してしまう新しい種類のウイルスが広がり始めていることがわかりました。これまで、ほかのサイバー攻撃の踏み台としてI o T機器を悪用するウイルスはありましたが、破壊を目的としたものは初めてです。

「I o T」は、「インターネット・オブ・シングズ」の頭文字をとった言葉で、あらゆるモノをインターネットで結ぶことで、家電製品を外出先から操作したり、工場どうしをつないで大量のデータを管理したりするなど、さまざまな分野での活用が期待されています。

これに対して、横浜国立大学の吉岡克成准教授の研究グループが、インターネット上に広がるウイルスの分析を続けた結果、こうしたI o T機器に感染し、プログラムを破壊して動かなくしてしまう新しいウイルスが、ことし1月以降、広がり始めていることがわかりました。

I o T機器を狙う従来のウイルスは、ひそかに感染を広げてサイバー攻撃の踏み台にすることが目的で、感染した機器の機能にはほとんど影響がありませんでした。

ところが今回のウイルスは、I o T機器そのものの破壊を目的としていて、吉岡准教授が調査用に用意したI o T機器をインターネットに接続したところ、このウイルスに感染させようとする不審な通信が、12の国から合わせて60回にわたって確認されたということです。

吉岡准教授は、「これまでのウイルスとは完全に傾向が違い、驚いている。セキュリティーに問題がある機器は、簡単にこのウイルスに感染してしまうので非常に危険だ。感染を防ぐには、メーカー側がセキュリティー対策を行うとともに、ユーザー側も、自分が使っている機器に問題がないか、注意する必要がある」と話しています。

貧困が当たり前になってしまった 「助けて」と声上げられる社会を 憲法記念日集会で作家雨宮さん講演 北海道新聞 2017年5月4日
施行70年を迎えた憲法に関し、改善が進まない貧困や格差の問題について語る雨宮処凛さん



日本国憲法の施行から70年を迎えた憲法記念日の3日、釧路市民文化会館で記念集會が開かれ、滝川市出身の作家雨宮処凛（あまみやかりん）さんが『一億総貧困時代』を生きる」と題して講演した。憲法25条が保障する生存権を念頭に、雇用格差や若者の貧困問題などを中心に語った。

雨宮さんは2000年代の小泉政権時の規制緩和や「自己責任論」の台頭で、「貧困や格差の問題が表面化し始めた」と指摘。東京・日比谷公園に「年越し派遣村」が開設された08年以降も「10年近くたつが、非正規雇用の問題は解決されておらず、貧困が当たり前存在する世の中になった」と、自ら取材した事例を紹介しながら話した。

社説 介護保険改革が残す課題 地域の主体性を高めよう 毎日新聞 2017年5月4日
介護保険関連法改正案が今国会で成立する見通しとなった。

介護保険の給付総額は制度発足当初の3・6兆円から現在は10・4兆円となり、2025年度には21兆円まで増える見込みだ。

今回の改革は高齢者の要介護度の平均値が改善するよう自治体に求め、地域が抱える課題の解決を促す内容だ。給付費の抑制と共に、高齢者の生活の質を高め、地域住民の生きがいにつながる可能性がある。

改革の方向性には賛成だ。ただし、どのように自治体と住民の「自立」を図っていくのかという課題が残されている。

高齢者の介護予防や重度化の防止は、介護保険を運営する市町村の重要な役割である。改正法案では各自治体がヘルパーの数や利用度など地域の抱える課題をデータ分析し、事業計画に重度化防止の内容や目標を記載することを義務づけた。国は目標の達成状況を公表し、効果を出した自治体に財政支援をする。

埼玉県和光市や大分県では多くの職種が連携し、要介護認定率を改善することに成功している。こうした好例を全国に広げようというのだ。

ただし、要介護度の高い人や改善の見込みのない人をよりコストの高い医療機関に回し、認定率の改善を図る自治体が出てくる恐れもある。介護費が減っても、医療費が増えてしまっただけの本末転倒だ。

認定率の変化という「結果」だけでなく、地域ケア会議の開催状況などの「プロセス」も評価した上で国は財政支援するという。自治体の努力を的確に反映できるかがカギだ。

また、高齢者への介護サービスを障害者支援事業所も行えるよう規制が緩和される。介護保険にない就労支援サービスを受けて働くことで、要介護度が改善した例もある。多様な事業所の参入が期待される。

社会福祉法も同時に改正され、小さな圏域ごとに生活課題を解決する体制づくりを市町村に義務づける。地域住民が主体となる「地域共生型福祉」を進め、高齢者を孤立や疎外から守ろうというのである。

これまでは介護サービスの削減と負担増で制度の維持を図ってきた。「質の転換」を目指す今回の改革の成否は、自治体や住民がどれだけ本気で取り組むかにかかっている。

夫は発達障害？ 苦しむ妻らへ、支援団体が小冊子 田中陽子

朝日新聞 2017年5月5日

「パートナーがアスペルガーかな？と思ったあなたへ」

発達障害やその可能性のある夫との関係に苦しむ妻らに向け、支援団体が小冊子「パートナーがアスペルガーかな？と思ったあなたへ 脱出カサンドラ／入門編」を発行した。障害の特性や対応策の例、妻らの苦悩を和らげる方法などを紹介している。

発達障害の一つ、アスペルガー症候群（自閉スペクトラム症）の人は、相手の心情を想像するのが苦手といった特性がある。障害のある配偶者を持つ人は、相手の言動に傷つき、その苦しさを周囲にも理解されず、心身に不調をきたすこともある。その状態は「カサンドラ症候群」とも呼ばれる。

冊子は、障害のあるパートナーへの対応について、「感情的な伝え方は、最も苦手なことのひとつ。要件を箇条書きにして伝えましょう」「口頭での連絡は避け、スケジュール表やメールなどの視覚伝達を」などと例示している。

カサンドラを脱出するために、自助会に参加するなど仲間とつながる▽DVに発展しかねないよう

な場合は別居も必要▽自分を優先する、などと助言する。自助会や関係機関、図書館の紹介もある。

鑑別所、非行予防に力 学校現場に指導経験を還元 西日本新聞 2017年05月05日

非行少年を収容して立ち直りを支えるのが役割の少年鑑別所が、未然に非行や犯罪を防



ごと、教育現場との連携を進めている。鑑別で培ってきた心理検査や指導経験を基に問題行動の背景を分析し、適切な接し方を助言。一方で鑑別所へのイメージから相談をためらう親や教師もまだ多く、関係者は「周知が課題。多くの目で支える仕組みを作りたい」としている。

学習意欲が乏しく成績が下がった、かっとなって家族に暴言を吐く…。福岡市南区の福岡少年鑑別所内にある「法務少年支援センターふくおか」には、さまざまな相談が寄せられる。



応じるのは、非行少年と向き合ってきた経験が豊富な職員たち。性格、知能、職業適性など実際に鑑別で活用する心理検査や、カウンセリングで子どもの状態を把握し、保護者や学校側に助言していく。

地域連携業務の際は「法務少年支援センターふくおか」の名称を使用している福岡少年鑑別所

「非行に至らなくても、注意しても収まらず、先生たちが困っている。攻撃的な子は特に腫れ物扱い」。九州北部の小学校でスクールカウンセラーを務める女性は、こうした児童に接する機会が多いという。発達障害が疑わ

れるケースもあるが、専門の医療機関を受診させようにも全国的に数カ月待ち。その点、鑑別所は迅速に見立てを示せるため「心強い」という。

教育現場との関係は2015年施行の少年鑑別所法から強化された。学校や児童福祉機関と連携した援助を、本来業務として明記。保護者や学校側に協力を働き掛け、相談は14年の1907件（九州240件）から、去年は5972件（同591件）に急増した。

相談内容も窃盗などの非行に限らず、不登校や引きこもりなど学校現場だけでは対応が難しい問題も増えている。教育現場などで活動する臨床心理士の吉村仁さん（46）＝福岡市＝は「卒業や進学で学校との関係が途切れても、少年鑑別所は年齢にかかわらず支援を継続できる」と歓迎する。

課題もある。九州のある県教育委員会に聞くと、少年鑑別所の連携業務を「知らない」。法務省管轄の鑑別所とは縦割り行政の弊害もあり、地域によって周知不足が指摘される。また、これまでの鑑別所のイメージから、相談するだけで非行や犯罪を連想させるなどとして、学校現場には「保護者の理解が得られない」「警察よりハードルが高い」など抵抗感が根強い。

法務省は親しみを持ってもらおうと、連携業務には「法務少年支援センター」の名称を使い、関係機関にPRしている。福岡少年鑑別所の前里光作地域非行防止調整官は「対応が難しい子どもほど支える手は多い方がいい。学校や保護者が頼る選択肢の一つになっていきたい」と話している。

【ワードBOX】少年鑑別所

少年が非行に至った背景を心理検査などで明らかにして改善の指針を示す鑑別や、家庭裁判所の決定を受けて収容し、立ち直りを支える機関。全国に52カ所、うち九州に8カ所ある。2015年の新規収容は約8700人で、10年で半減。その分、地域連携業務を新たに付与し、各施設に相談窓口として法務少年支援センターを設置した。

【親子で学ぼう】<こどもの日編>思いやりが社会の壁（かべ）なくす 障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）1年 東京新聞 2017年5月5日

きょうはこどもの日です。特別に「親子で学ぼう」を1ページ目に載（の）せることにしました。今回は「障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）」について

考（かんが）えてみたいと思います。障害のある人も、ない人も共（とも）に生きられる社会（しゃかい）を目指すためにつくられた法律（ほうりつ）です。どうすれば、そういう社会になるのでしょうか。大切なのは「思いやり」です。（学ぶ担当デスク・城島建治）

障害といっても種類（しゅるい）はさまざまです。目や耳が不自由（ふじゆう）な人、歩くのが難しい人。そんな人たちが生きていくにはたくさんの“壁（かべ）”があります。耳が聞こえない人は、お店に入っても筆談（ひつだん）などが必要になります。目の不自由な人は盲導犬（もうどうけん）を連（つ）れて外出（がいしゅつ）しますが、駅（えき）のホームから落ちる事故も起きています。

嫌（いや）な思いをすることもありません。友達と一緒に（いっしょ）に行ったレストランで、車いすのスペースがないという理由で店に入れなかった人もいます。

この法律は障害者への差別を禁止（きんし）しました。差別とは、障害のある人と、ない人に対して違（ちが）う対応（たいおう）をし、障害のある人を傷つけることです。

法律ではさらに国、都道府県（とどうふけん）や市町村（しちょうそん）、民間（みんかん）の会社やお店が、できるだけ障害者の要望（ようぼう）に応えることを義務（ぎむ）にしました。例えば、車いす利用者（りようしゃ）はお店に入りたくても、階段（かいだん）しかなければ入れません。でも、お店がスロープを設置（せっち）すれば入れるようになります。

法律は昨年4月に始まって1年たちましたが、障害者はどう受け止めているのでしょうか。東京新聞がことし3月から4月にかけて、東京都内に住んだり活動したりしている障害者にアンケートしたところ、この1年間に差別的な扱（あつか）いを受けた人は3割いて、社会が良くなったと感じているのは2割だけでした。せっかく法律ができて、内容（ないよう）がきちんと理解（りかい）されなければ、障害者はがっかりしてしまいます。

この法律の考え方（かた）を皆（みな）さんのクラス、そして学校で生かせたら素晴（すば）らしいと思います。学校の外でも障害者が困（こま）っていたら、自分にできることをするように心掛（こころが）ける。そんな気持（きも）ちが、共に生きる社会につながると思います。

障害者差別解消法のポイント

障害のある人もない人も
共に生きられる社会を目指す



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行